

## 12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。

令和6年12月2日以降「健康保険証」の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という）で医療機関等を受診する仕組みに移行されます。

### 1. 現在お持ちの保険証について

現行の保険証は令和7年12月1日までは経過措置として医療機関等の受診に利用可能です。保険証の経過措置期間終了日である令和7年12月1日までに資格喪失した場合には、保険証を返却してください。

### 2. 資格情報のお知らせについて

保険証の新規発行終了後に当組合に加入する方かつ当組合でデータに誤りがないことを確認した方に、以下の2つの目的のために「資格情報のお知らせ」を交付いたします。

- ① 新規取得時等に被保険者資格等を簡易に把握するため
- ② 当組合での資格取得等の手続きおよびオンライン資格確認（医療機関等の受診）手続きが完了したことをお知らせするため

※ 「資格情報のおしらせ」だけでは医療機関等には受診することができません。

### 3. 資格確認書について

当組合に12月2日以降に加入される方で、マイナンバーカードを持っていない方に本人の申請により交付いたします。資格確認書発行につきましては、マイナ保険証を作成していただく期間のためとなりますので有効期限は短期間となります。

なお、マイナンバーカードを持っている方につきましては、健康保険証の利用登録を行ってください。

（現在、保険証を所持されている方につきましては、令和7年11月中旬に送付予定です。）

### 4. 資格確認書の返却

「資格確認書」には有効期限を設けております。有効期限前に資格喪失する場合には返却が必要です。